



20歳前後の
みなさん必見!!

「副業さがし」と「出会い系サイト」の

うまい話には必ず裏があります！

被害額
数百万円も!!

❗ スマホに出てくる「簡単に稼げる」という広告に注意を！！

❗ 好意を利用されないで！相手は「サクラ」かも！！

19歳から20歳代前半の若者の相談が増えています。

うまい話には必ず裏があります。だまされないでください！！



事例1 インターネットで「チャットで相談にのるだけ」という副業の広告を見て、副業サイトに登録したところ、報酬を受け取るための手数料などを次々と支払わされた。

事例2 「メールアドレス変更しました」と間違いメールが来たので、「間違えていますよ」と返事をした。相手は女優のタマゴで、「事務所に知られず2人だけでやりとりしたい」と出会い系サイトに誘われたので登録をした。やりとりをするためにポイントの購入が必要だと言われ、総額何十万円も支払ったが、なかなかやりとりができず、相手との連絡も途絶えてしまった。だまされたと気づいた。

*** トラブルにあわないために ***

- 「簡単に稼げる」などという言葉のをのみにしないようにしましょう。
- SNS上で知り合った相手を安易に信用しないようにしましょう。
- 「登録料」「手数料」などの名目でお金を請求されたら要注意です。

登録時は無料であっても、登録後に様々な名目でお金を請求される可能性があります。

- やりとりの内容は、削除せず、スクリーンショット等で記録しておきましょう。トラブルになったときの証拠となります。

消費者トラブルにあった場合は、次のところまでお電話ください。

☎ 消費者ホットライン『188』➡最寄りの消費生活センターにつながります。

(土日祝日は国民生活センター対応：午前10時～午後4時受付 ※年末年始を除く)

☎ 上記時間外は警察相談専用電話『#9110』へ(24時間対応)



成年年齢引き下げ後 18歳・19歳の消費者トラブルの状況

(2022年4月～10月)

今年4月に成年年齢が18歳に引き下げられ、半年以上が経過しました。成年になりたての18歳・19歳の消費者トラブルに関する相談で多いものは次のとおりです。

上位10位

独立行政法人国民生活センター
2022年11月30日公表資料より

- 1位「脱毛エステ」お試しのつもりで店舗に行ったら、強引に勧誘され高額契約をしてしまった。
- 2位「出会い系サイト・アプリ」SNSで知り合った相手に誘引され出会い系サイトで高額課金。
- 3位「商品一般」身に覚えのないものの支払いを請求される架空請求など。
- 4位「他の内職・副業」ネット検索やSNS広告を見て副業サイトに登録したが儲からない。
- 5位「賃貸アパート」管理会社への不満、退去時の原状回復トラブル。
- 6位「アダルト情報」アダルトサイトを見ていたら「登録完了」の画面になり高額請求がきた。
- 7位「医療サービス」脱毛の無料体験施術の後、高額なコースを勧誘されて断り切れず契約した。
- 8位「他の健康商品」安価だったので1回限りのつもりでサプリを注文したら、定期購入だった。
- 9位「役務その他サービス」副業サポート契約など。
- 10位「脱毛剤」割引になっていたので脱毛剤を注文したら、定期購入が条件だった。

★広告や勧誘の文言をうのみにしない！

「お試し価格」「すぐに儲かる」などのうまい言葉をうのみにしないようにしましょう。

★契約は慎重に！

契約内容、契約期間、支払総額をしっかりと確認し、納得したうえで契約しましょう。

★必要がなければ「契約しない」ときっぱり断りましょう！

★困ったり不安に思ったりしたら、すぐに消費生活センターに相談しましょう！



消費生活無料法律相談会開催日

- ・1月11日(水) 午後1時30分から
- ・2月8日(水) 午後3時30分まで

※相談時間はお一人様30分となります。事前予約制となっておりますので、庄内消費生活センターまでお問い合わせください。



庄内消費生活センター

東田川郡三川町大字横山字袖東19-1 (山形県庄内総合支庁1階)

《開設時間》 午前9時～午後5時 (土日祝日・年末年始を除く)

《電話番号》 0235-66-5451

※来庁の際は事前にご連絡ください(要予約)。

☆消費者ホットライン(188)もご利用ください☆

1人で悩まず
相談してケロ!



交通事故相談所も併設しております。交通事故でお困りの方はご相談ください。
山形県交通事故相談所 庄内支所 TEL: 0235-66-5452